（前のページより続き）

裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他

省　令

○厚生労働省令第百五十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第三号及び第四十九条の四の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十七第二号中「保存」の下に「、原状回復」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十七第二号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号の業務災害及び同項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用するものとし、施行日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する同項第一号の業務災害及び同項第二号の通勤災害に関する保険給付については、なお従前の例による。

○農林水産省令第六十七号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項の規定に基づき、犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「相当下欄に掲げる」を「同表の下欄に定める」に改め、同項の表輸入の項第三号中「二年以内の」を「経過した」に改める。

附則に次の一条を加える。

（係留期間の特例）

第六条　平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（アイルランド、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。

一　当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。

二　狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○農林水産省令第六十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令

海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「を代表する者に調査票を配布し、若しくは水揚機関を代表する者に調査票若しくは電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を配布して」を「若しくは水揚機関を代表する者に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して」に、「備え付けた電子計算機の映像面若しくは紙面に表示された電磁的記録媒体に記録されている事項」を「おいて漁獲成績若しくは事業成績に関する資料」に、「その内容を調査票に転記して」を「、当該資料の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して」に改める。

第六条第二項中「配布された」を「送付された」に、「記入し、若しくは電磁的記録媒体に記録して」を「記載し、若しくは記録して」に、「電磁的記録媒体に記録されている事項を水揚機関の事務所に備え付けた電子計算機の映像面若しくは紙面に表示する方法により」を「水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を」に改める。

第八条第一項中「第六条第二項の規定により送付された調査票又は電磁的記録媒体及び統計調査員が作成した調査票に」を「第五条の規定により統計調査員が作成した調査票又は第六条第二項の規定により海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者から送付された調査票に記載され、又は」に改める。

第九条の見出し中「漁獲成績等報告書」を「漁獲成績報告書等」に改め、同条第一項を次のように改める。

農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの（以下「漁獲成績報告書等」という。）を利用することができる。

一　漁業法第五十二条第一項の規定による農林水産大臣の許可、同法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可又は漁業法第六十六条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告

二　前号に掲げるもののほか、漁業法第百三十四条第一項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告

第九条第二項中「漁獲成績等報告書のうち農林水産大臣が定めるもの」を「漁獲成績報告書等（農林水産大臣が定めるものに限る。）」に、「漁獲成績等報告書に記載された」を「漁獲成績報告書等に記載され、又は記録された」に、「作成するものとする」を「作成しなければならない」に改め、同条第四項中「漁獲成績等報告書のうち第二項の農林水産大臣が定めるもの以外のもの」を「漁獲成